

# 第575回 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和8年5月29日（金）

午前10時30分から

場所 茨城県土浦合同庁舎 第一分庁舎

第3会議室

茨城県土浦市真鍋5-17-26

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長の選出

4 出席委員数の報告

5 議事録署名人の選出

6 議 題 等

(1) 漁業許可の制限措置及び申請すべき期間について【諮問】

(2) しらうおさし網漁業の許可の制限措置及び申請すべき期間について【諮問】

(3) 落とし網漁業について【報告】

(4) トロール漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】

(5) 常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験について【報告】

(6) 全漁調連通常総会の結果について【報告】

(7) その他

7 閉 会

霞水諮問第 2 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

新たに許可の希望があった知事許可漁業の許可等を行うため、漁業法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するものである。

## 「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

### 第1 さし網漁業

#### 1 制限措置

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	1人

#### 2 許可等を申請すべき期間

令和8年6月12日から令和8年7月13日まで

#### 3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第2 つけ漁業

#### 1 制限措置

(1) 漁業種類

笹浸漁業

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	1人

## 2 許可等を申請すべき期間

令和8年6月12日から令和8年7月13日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月24日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県霞ヶ浦北浦海区における知事許可漁業の許可の基準

(趣旨)

第1条

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条第5項及び茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第11条第5項並びに同規則同条第7項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

(許可の基準)

第2条 漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等又は漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び規則第11条第1項の規定により公示した許可等をすべき船舶等又は漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア 許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合（船舶ごとに許可する漁業にあたっては、許可を受けた船舶と同一の船舶又はその代船により申請した場合）

イ 許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない）

(2) 許可を受けた者の従事者が、新たに自己の名において申請した場合

(3) 1年に90日以上茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(4) 茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合

(5) 第1号から第4号のいずれにも該当しない場合

2 前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

付則

この基準は、令和8年4月21日から施行する。

【法令抜粋】

<漁業法>

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可(第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

2 (省略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第四十二条(第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。)、(中略)第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業(以下「知事許可漁業」という。)の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(中略)第四十二条第一項中(中略)「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と(中略)読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則>

(知事による漁業の許可)

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第4号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 小型まき網漁業総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業
- (2) 機船船びき網漁業機船船びき網により行う漁業
- (3) さし網漁業さし網により行う漁業
- (4) 建網漁業建網により行う漁業
- (5) つけ漁業つけにより行う漁業

2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに前項第1号及び第

2号に掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

(1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。)

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数

(3) 推進機関の馬力数

(4) 操業区域

(5) 漁業時期

(6) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

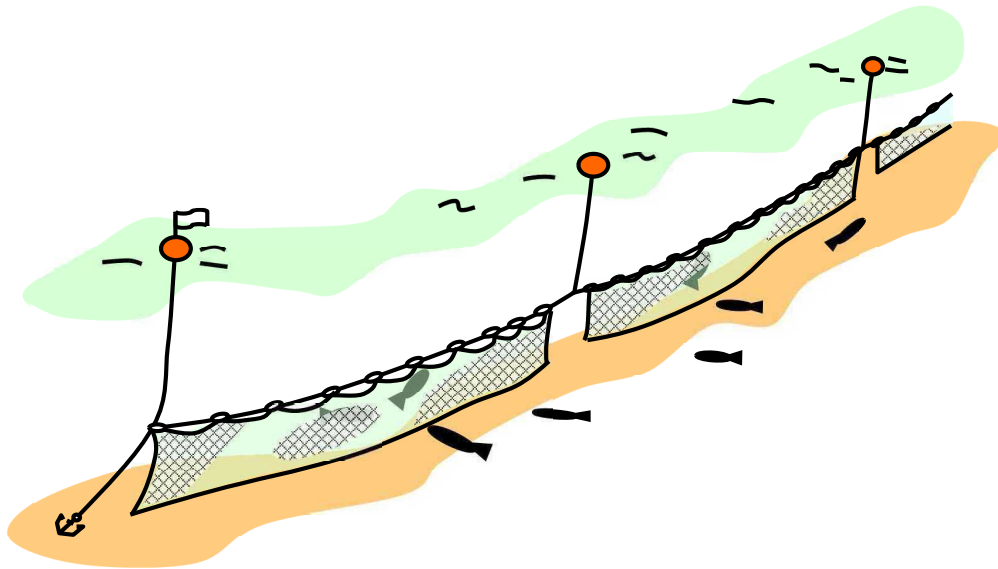
4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

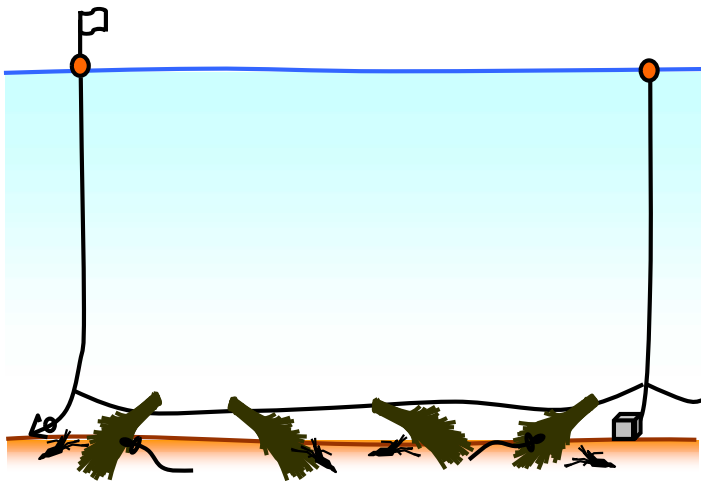
## さし網漁業のうち雑魚さし網漁業



通 称：雑さし、掛網  
 漁獲対象：コイ、フナ等の大型魚  
 操業期間：周年  
 操業区域：全域（禁止区域を除く）

魚の通り道に網を張っておき、泳いできた魚を網にからませて獲る漁法。

## つけ漁業のうち笹浸漁業



通 称：笹浸  
 漁獲対象：エビ、ウナギ等  
 操業期間：周年

ナラ、シイ等の長さ1.5mほどの細い木の枝を束にして水中に沈めておき、引き揚げと同時にさで網を束の下に差入れ、エビやウナギを振るい落とし漁獲する。エビやウナギが物陰に集まる習性を利用した漁法。



霞水諮問第 3 号

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会

漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、さし網漁業のうちしらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 8 年 5 月 22 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良



(別記)

令和8年8月31日をもって許可の有効期間が満了するさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可を更新するため、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するものである。

(別紙)

## 許可の更新に伴う「さし網漁業のうちしらうおさし網漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 制限措置

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

4 月 1 日から 5 月 15 日まで及び 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	54 人
北浦及び外浪逆浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	15 人

### 2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 令和7年度落とし網漁業操業実績について

### 1. 承認者数及び承認面数

承認期間	承認者数	承認面数
R6.9.1~R11.8.31	19人	94面

### 2. 実績報告書提出数

提出数	提出率	操業実績有	稼働率
19人	100%	15人	79%

### 3. 操業日数

(日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	54	283	300	271	329	216	181	74	2	0	0	0	1,710
平均	2.8	14.9	15.8	14.3	17.3	11.4	9.5	3.9	0.1	0	0	0	90.0

### 4. 操業面数

(面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	13	32	36	31	34	24	24	13	1	0	0	0	208
平均	0.7	1.7	1.9	1.6	1.8	1.3	1.3	0.7	0.1	0	0	0	10.9

### 5. 魚種別漁獲数量

(トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマス	0.36	4.38	5.21	4.55	5.48	3.74	2.81	1.15	0.10	0	0	0	27.78
その他 (コイ、ダントウボウ 等)	0.68	1.70	1.93	1.52	1.80	1.24	1.10	0.46	0	0	0	0	10.43

(データ：霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書)

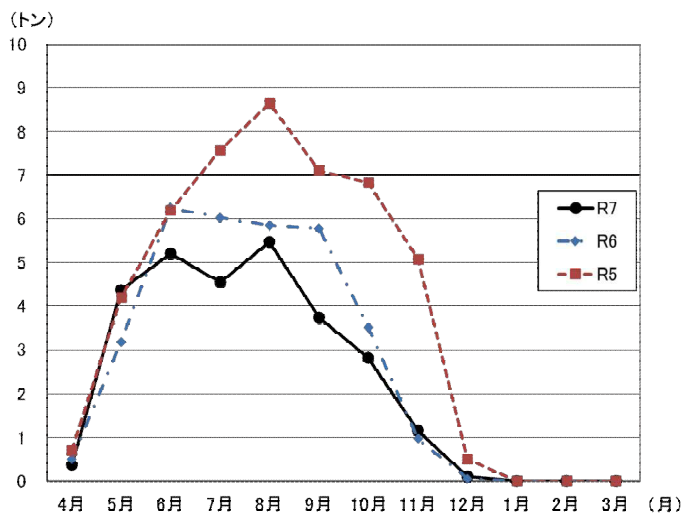


図1 アメリカナマス漁獲数量

# 年度別 落とし網漁業実績

## 1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
承認者数 (人)	25	25	25	25	25	21	21	21	21	21	19	19
承認面数 (面)	159	159	159	159	159	120	120	120	120	120	94	94

## 2. 年度別漁獲数量

単位：トン

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
アメリカナマズ	100.1	88.1	83.8	77.7	75.2	53.0	34.4	36.6	44.9	46.9	32.1	27.8
その他	33.6	29.3	31.9	28.6	27.8	27.3	22.6	22.8	35.9	32.2	11.5	10.4
合計	133.7	117.4	115.7	106.3	103.0	80.3	57.0	59.5	80.8	79.0	43.7	38.2

## 3. 年度別操業実績者数

単位：人

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
操業実績者	25	25	25	25	24	20	20	19	16	15	16	15

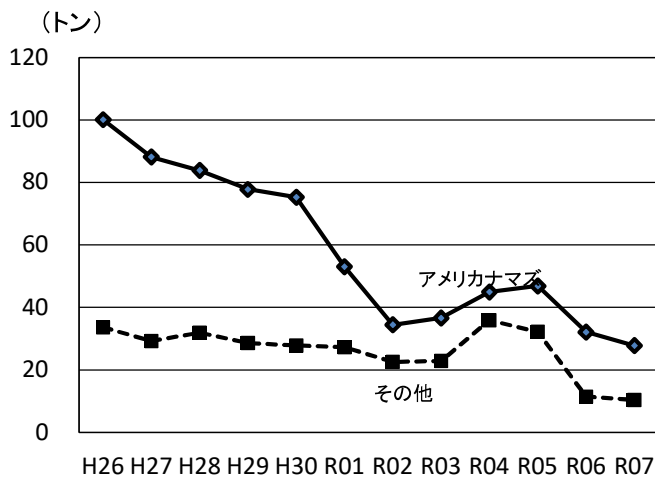


図2 アメリカナマズ等の漁獲数量の推移

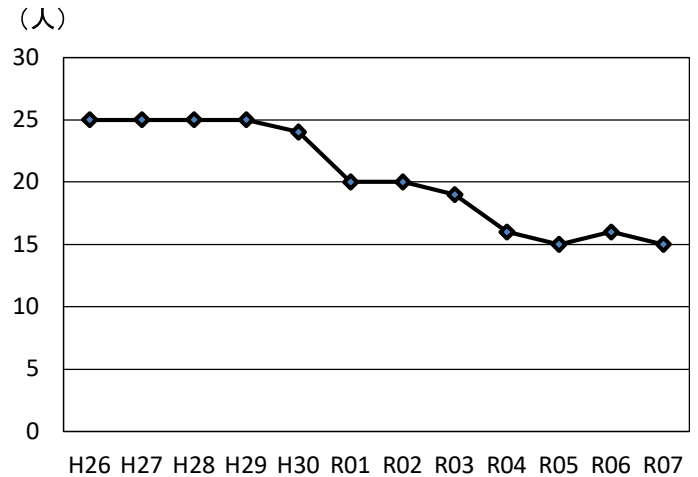


図3 操業実績者数の推移

霞ヶ浦北浦水産事務所  
水産試験場内水面支場

## 令和 8 年度 トロール漁期前調査計画書

### 1 目的

霞ヶ浦北浦におけるトロール漁の解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供し、その安全性を確認する。

### 2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

### 3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ及びシラウオ等水産動物を採捕する。

### 4 調査実施時期

- (1) 北 浦 6月最終週（6月22日の週）のうち1日
- (2) 霞ヶ浦 7月第一週（6月29日の週）のうち1日

※調査時期、調査回数については、状況により変更する場合があります。

### 5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域（右図）
  - ア 霞ヶ浦 4水域  
（沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入）
  - イ 北 浦 4水域  
（水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖）
- (2) 曳網時間  
1水域につき各20分間曳網する。  
（馬渡沖のみ10分間）

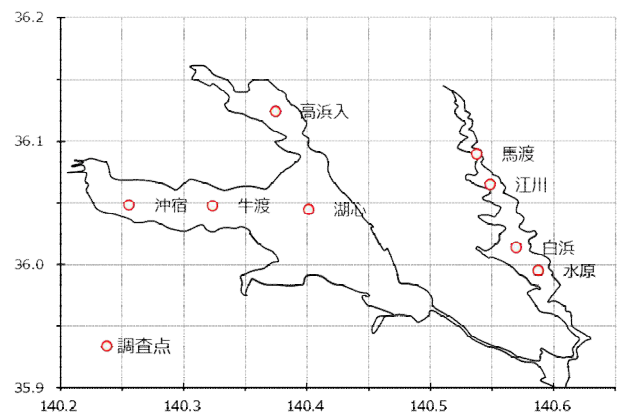


図 調査水域概要

- (3) 曳網層  
霞ヶ浦は表層、中・底層の2層、  
北浦は表層を各1回曳網する。 ※曳網層は天候等を踏まえ決定する。
- (4) 投網時刻 事前打ち合わせにより決定

### 6 使用船舶

霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

### 7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。
- (3) 事前に各漁協と打ち合わせを行い、具体的な日程等を決定する。

# 水産試験場で行っているワカサギ・シラウオの調査

両種とも春に生まれて  
1年で一生を終える魚です



▲ ワカサギ卵



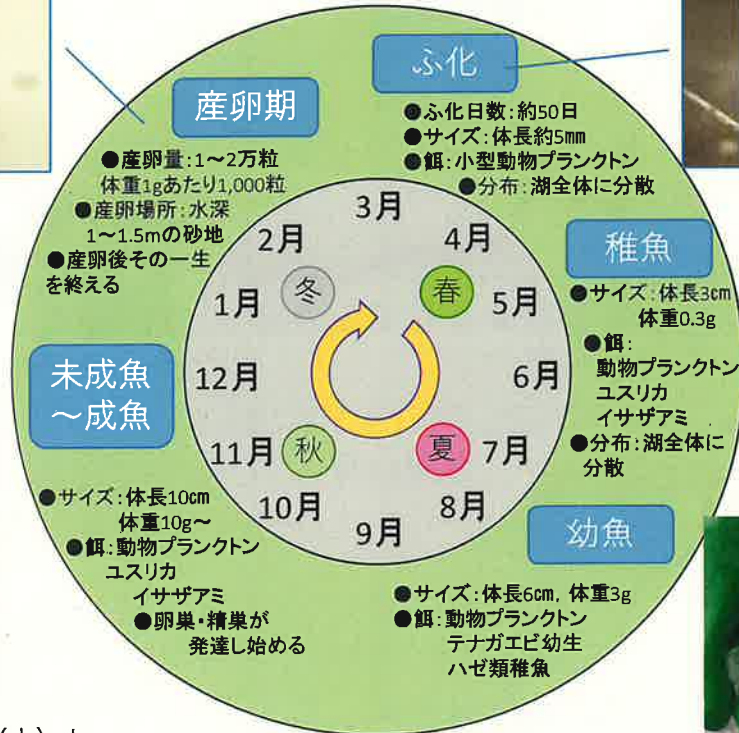
▲ ワカサギ仔魚



▲ シラウオ



▲ ワカサギ 1



▲ 産卵期のシラウオ (上) と  
ワカサギ (下)

ワカサギの生活史  
(シラウオもほぼ同じ)

## 現時点でわかっている情報

### ①親の量

前年12月時のトロール漁業のCPUEで残っている親の量がどのくらいいるかを評価します。

### ②産卵の状況 (1~5月)

卵がいつ・どこで・どのくらい生まれているかを調べます。



### ③ふ化する時期の餌の量 (3~4月)

ふ化時期の餌となる動物プランクトンが多いと仔魚の生き残りがよくなります。



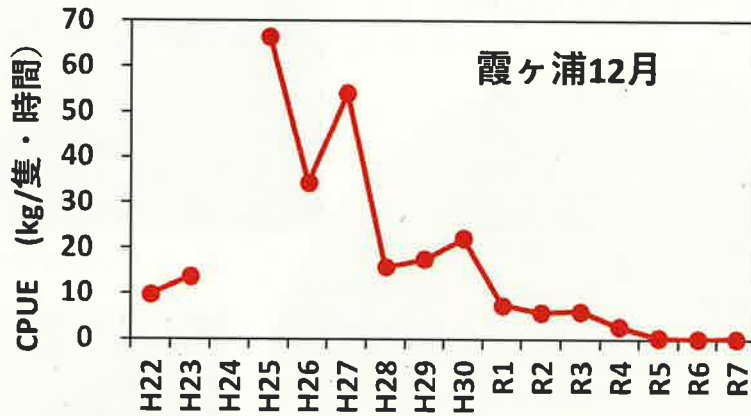
### 漁期前調査で最終確認

#### 初期資源の量 (漁期前調査) (7月上旬)

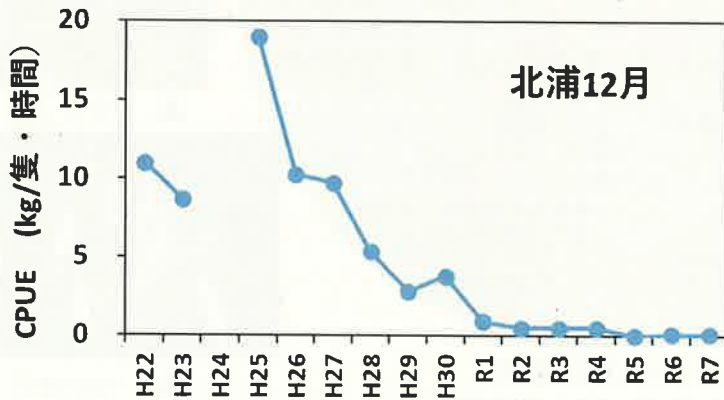
漁業でとられる前の幼魚の量、大きさを調べます。



# 1 親の量 ①ワカサギ



霞ヶ浦、北浦  
ともに低い水準  
が続く



3

# 1 親の量 ②シラウオ



霞ヶ浦  
R3年と同じくら  
いの水準に上昇



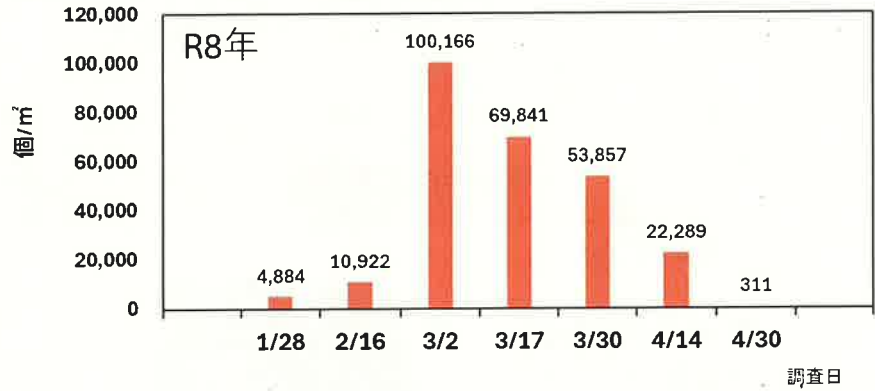
北浦  
R2年から低位で  
横ばい傾向

4

## 2 産卵の状況 (1~4月) ①シラウオ 霞ヶ浦



R8年1月末~4月  
胴長で入れる水深1mで実施



R6、7年産卵期の同水域での結果  
最も多かった時期で  
21000~24000個/m<sup>2</sup>

**R8年は過去2年の約5倍の  
分布密度**



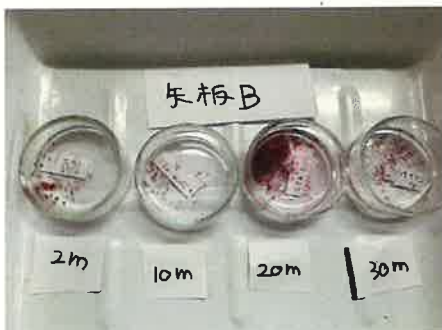
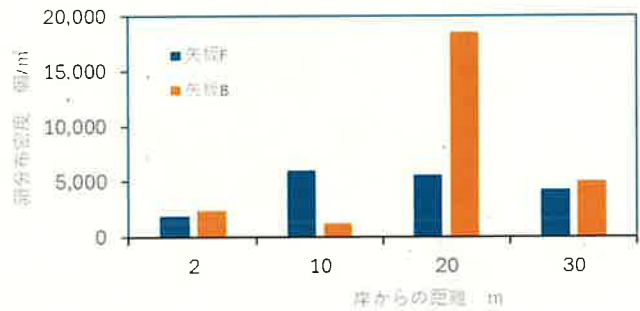
5

## 2 産卵の状況 ①シラウオ 北浦

R8年3月19日 潮来地先  
ボートにより調査



北浦潮来地先のシラウオ卵分布状況



R4年産卵期の近接での調査結果  
1000~4300個/m<sup>2</sup>

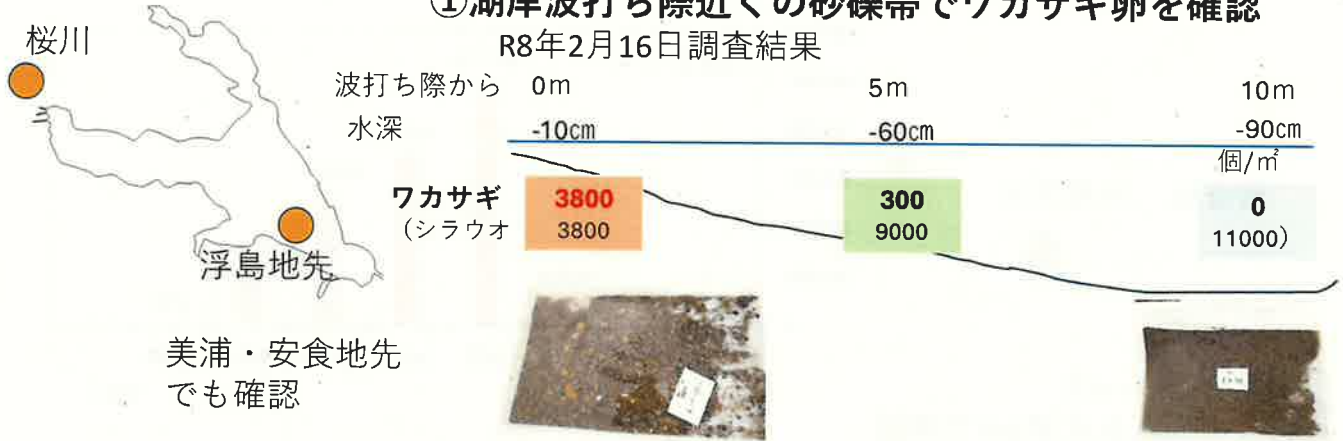
**R8年の結果はR4年の結果  
を上回る**

6

## 2 産卵の状況 ②ワカサギ 霞ヶ浦

### ①湖岸波打ち際近くの砂礫帯でワカサギ卵を確認

R8年2月16日調査結果



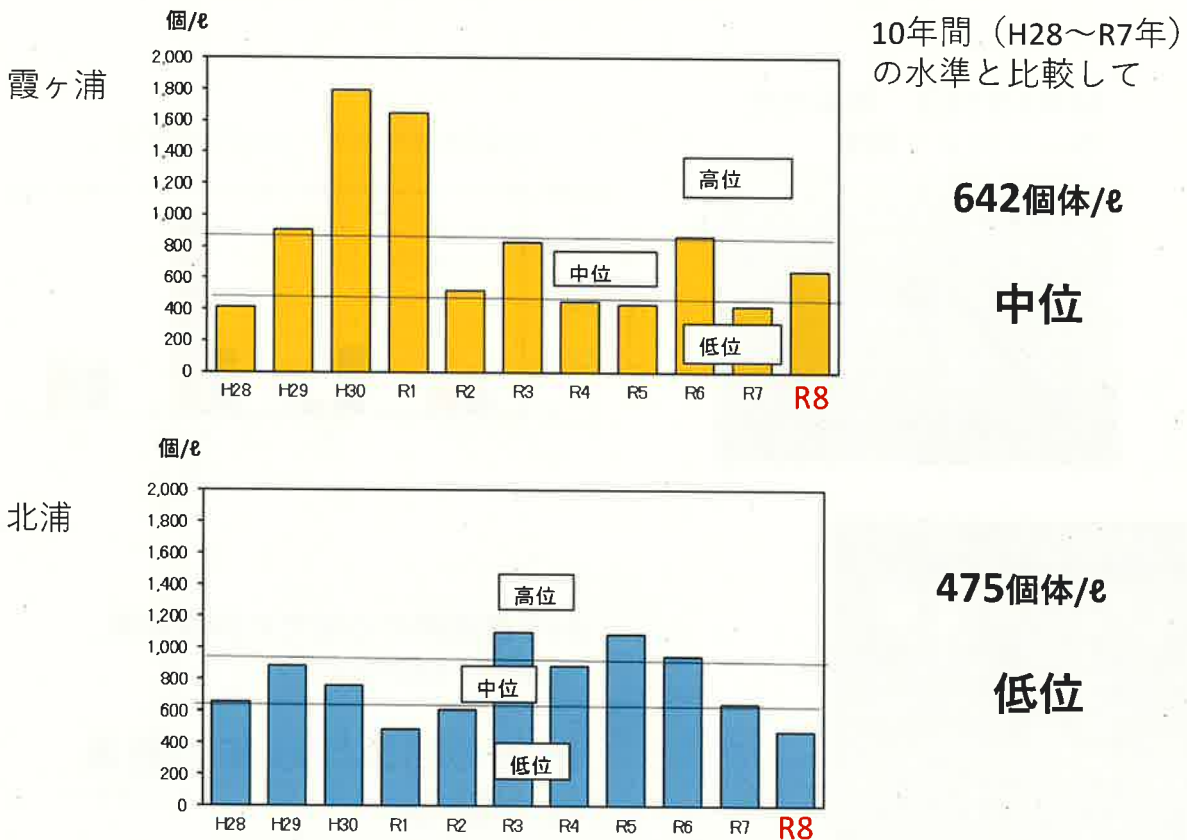
### ②流入河川桜川河口から10km上流の松塚堰の下流で卵確認

R8年2月～3月調査



シラウオ卵の分布域よりも少し粗い砂礫帯で産卵  
生まれた稚魚が霞ヶ浦にどのくらい下っているかは今後の検討課題

## 3 ふ化する時期の餌の量 (3～4月上旬)



# 常陸川水門における通し回遊魚 遡上拡大試験について



茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所・茨城県水産試験場内水面支場

1

## 説明の内容

- 1 試験の目的
- 2 過去の試験結果
- 3 令和8年度の試験概要
  - ① 実施日時
  - ② 実施場所
  - ③ 実施内容
- 4 令和8年度の結果速報

# 1 試験の目的

3

## 1 試験の目的

- 霞ヶ浦北浦では近年、環境や資源の状況が変化して不漁が続いている。
- 漁業振興に向けて、霞ヶ浦北浦の生態系回復を踏まえた魚類の資源回復が必要。
- 高水温耐性が高く市場価値が高い、ウナギなどの通し回遊魚を常陸川水門上流部へ効率的に移送する(遡上させる)方法を検討する。
- そのために必要な基礎資料を得る。

※試験は、令和5年度から国交省霞ヶ浦河川事務所、水資源機構利根川下流管理所及び常陸川漁協の協力を得て実施。

4

## 2 過去の試験結果

5

### 2 過去の試験結果

#### ●●令和5～7年度の試験で得られた知見●●

- シラスウナギ漁期終了後の5月でも、水門堤体下流部にシラスウナギが滞留している。
- 小閘門閘室内へ放流したシラスウナギは小閘門を遡上し湖側へ移動する。
- 小閘門のゲート操作のみで、シラスウナギを閘門内へ進入させることが可能と考えられた。

6

## 3 令和8年度の試験概要

7

### 3 令和8年度の試験概要 / ②実施日時

#### ●●試験実施日時及び条件●●

※シラスウナギ漁終了後の5月に実施

※夜間2日またぎで実施(20:00～4:00)

- 1) 試験開始日の翌朝5:00前後に干潮となる日  
→5月10日(日)～11日(月)
- 2) 試験開始日の翌朝5:00前後に満潮となる日  
→5月18日(月)～19日(日)
- 3) 試験開始日の深夜0:00前後に満潮となる日  
→5月24日(日)～25日(月)

8

## ●●試験実施場所●●



9

## ●●試験の内容●●

- 地点A～Cにおいて、20:00から翌朝4:00まで連続8時間、火光利用すくい網でシラスウナギを採集(常陸川漁協の協力)

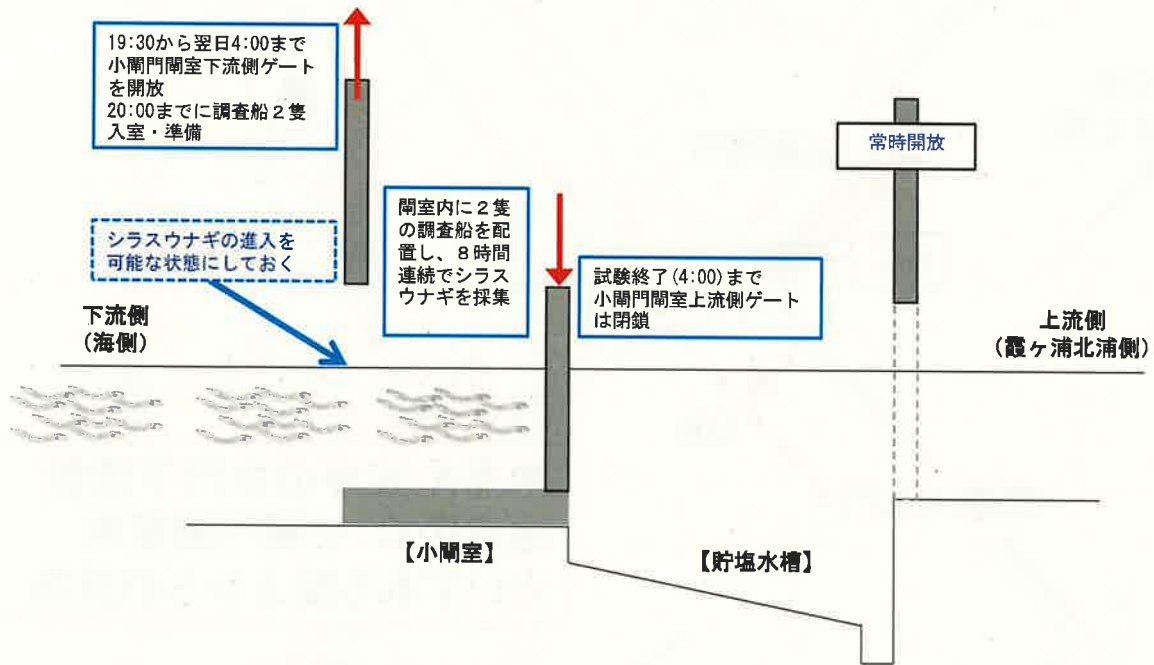
⇒試験開始後1時間ごとの  
シラスウナギ採集尾数を確認

- 試験終了後、小閘門閘室の上流側ゲートを開放、目視によりシラスウナギの移動を確認

※閘室内での試験の流れはステップ1～3のとおり

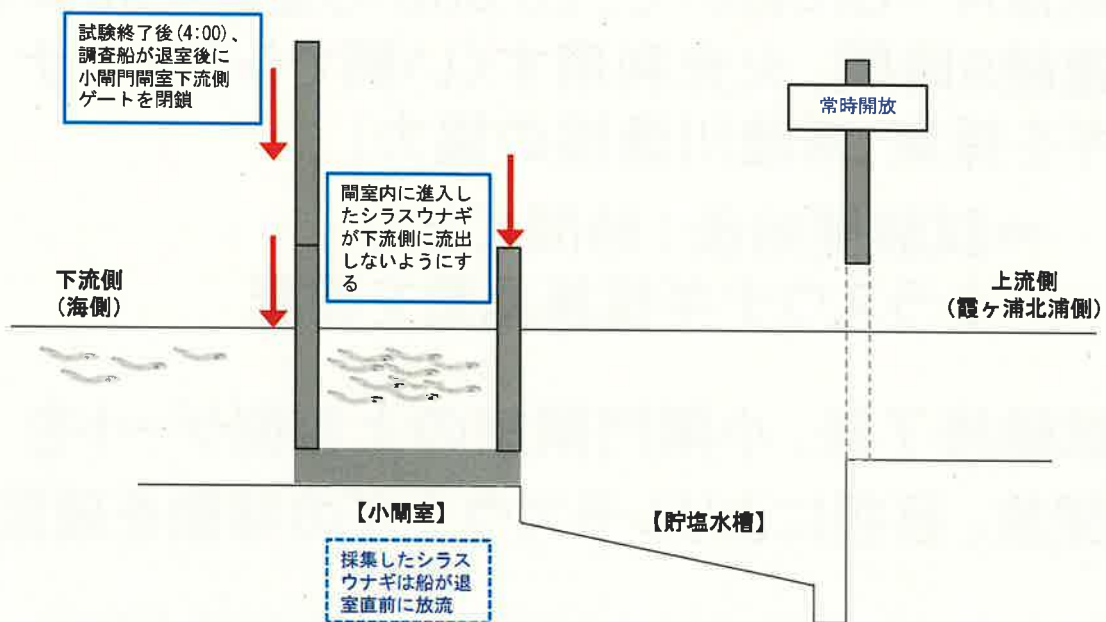
10

## 【ステップ1】



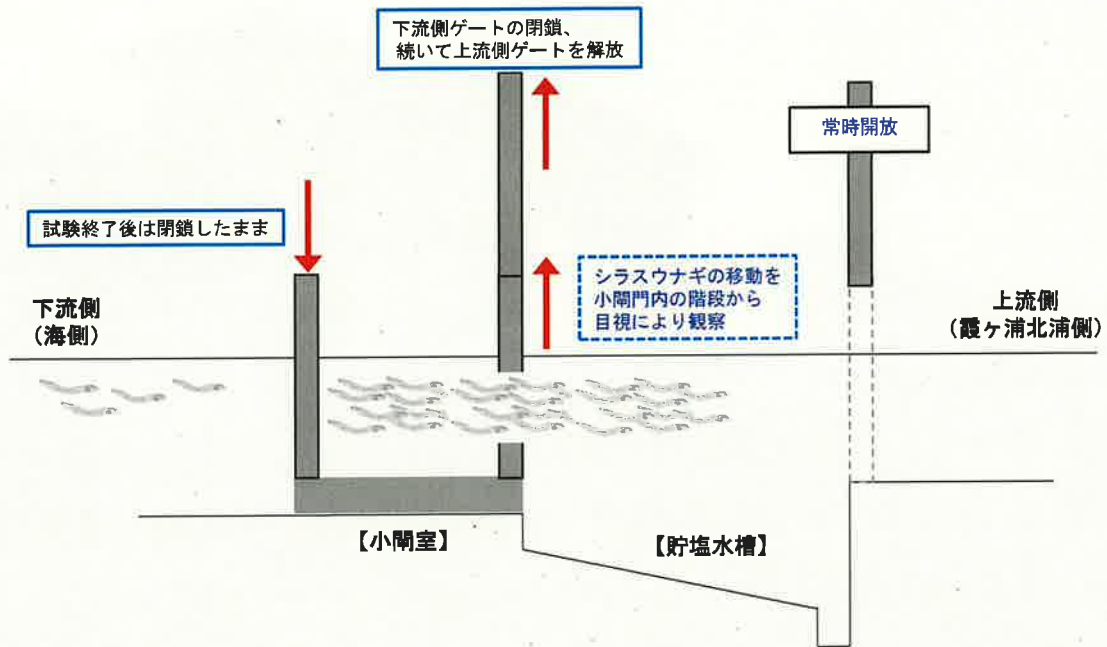
11

## 【ステップ2】



12

### 【ステップ3】



## 4 令和8年度の結果速報

【常陸川水門】



【A点(水門下流)での採捕状況】



【A点(水門下流)での採捕状況】(動画)



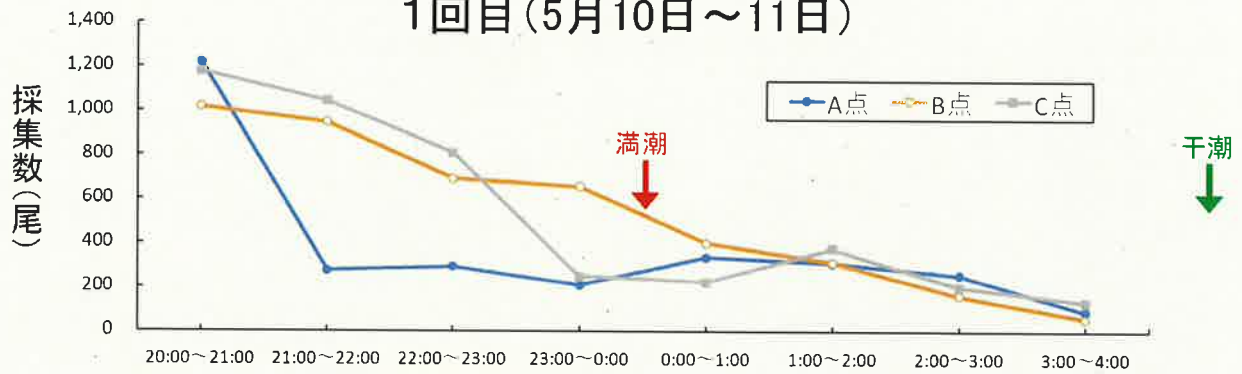
【B・C点(小閘室内)での採捕状況】



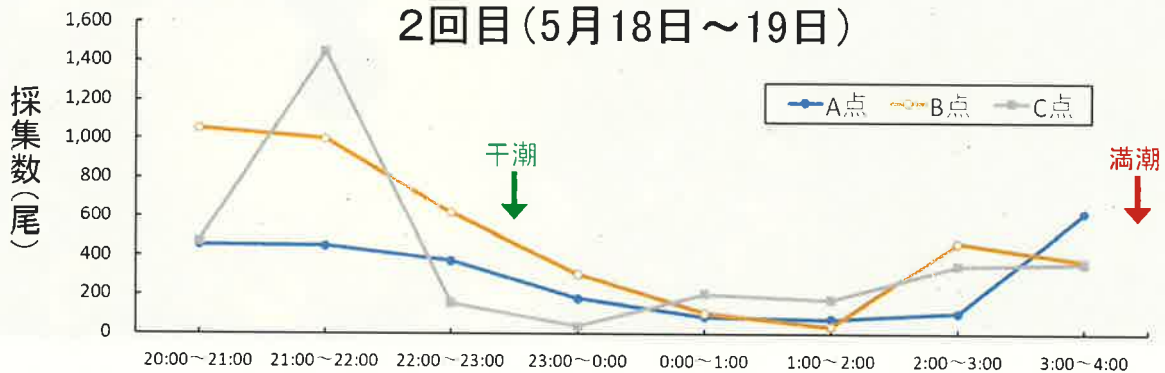
#### 4 令和8年度の結果速報

### 【シラスウナギの時間別採集数】

#### 1回目(5月10日～11日)



#### 2回目(5月18日～19日)



19

#### 4 令和8年度の結果速報

### 【採集したシラスウナギ】



20

【閘室内放流】



【閘室上流側ゲート開放】



【シラスウナギの閘門上流側(霞ヶ浦北浦側)への遡上状況】(動画)



23

## 結果概要

- 1回目:11,431尾、2回目:9,493尾のシラスウナギが採集された。
- 採集数は、日没後2~3時間が多く、満潮時刻にかけて再び増加する状況も確認された。
- 採集数は、水門下流より閘室内の方が多く、下流側ゲートを開けておけば、シラスウナギが閘室内に進入することが確認された。
- 採集後に閘室内に放流したシラスウナギは、壁沿いに上流側(霞ヶ浦北浦側)に遡上することが確認された。

24

## 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

令和8年5月29日

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

### 1 開催日・場所

- (1) 開催日 令和8年5月15日（金）
- (2) 開催場所 ホテルアジュール竹芝（東京都）  
※本県からは、茨城海区の清水会長及び須能事務局長が出席。

### 2 議 事

- (1) 令和7年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について
- (2) 令和8年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について
- (3) 協議事項（中央要望活動）
- (4) 次期通常総会の開催地について

### 3 結 果

全ての議案について、原案のとおり可決された。

# 令和8年度通常総会（第62回）議案

令和8年5月15日（金）

東京都港区 ホテルアジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

## 第 3 号 議 案

### 協議事項（中央要望活動）

#### 令和 8 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

# 要 望 書

令 和 8 年 5 月

全国海区漁業調整委員会連合会

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後5年が経過した現在、漁業権漁場の活用、特定水産資源の許可、新たなTAC制度による資源管理や対象魚種拡大の動きなど制度改正の影響が発現し、水産業の成長産業化に向けた様々な検討が進められているところです。

このような状況下、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性が増しており、引き続き十分に機能を発揮することが求められています。

沿岸漁場では、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反が後を絶たず、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁の防止と漁業秩序維持のため、違法操業の取締強化や「密漁もの」の流通防止対策が強く求められています。

太平洋クロマグロについては、厳格な漁獲可能量管理により、様々な課題、混乱が生じている一方、これまでの取組により、資源の回復がみられています。漁業者が将来にわたり資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定を図ることができるよう、資源の適正利用、漁業種類ごとの管理手法の確立、支援措置の充実及び遊漁者への指導が不可欠です。

また、沿岸資源を持続的かつ公平に利用できるよう、沿岸漁業と沖合漁業の調整、海洋環境の変化への対応、外国漁船による公海での大量漁獲の影響評価などが必要となっています。

さらに、TAC候補魚種の追加が進む中、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体、行政・研究機関との情報交換や情報共有、資源管理手法の検討等、解決すべき課題が残されているうえに、

現行TAC魚種についても資源変動への柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法の検討・検証が求められています。

外国漁船問題は、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。加えて、北朝鮮によるミサイル発射が続いており、海で操業する全ての漁業者とその家族は、強い不安を抱くとともに、強い憤りを感じています。

海洋性レジャーは、利用者の増加と利用形態の多様化により、漁業との摩擦が各地で生じていることから、その解消に向け、遊漁者やプレジャーボート等利用者等との海面利用の調整及び管理のあり方について、これまで以上に検討していく必要があります。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和8年5月15日の第62回通常総会において、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全会一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月15日

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 中島 均

# 目 次

<b>I 海区漁業調整委員会制度について</b> .....	<b>19</b>
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	
3 海区漁業調整委員の資質向上について	
<b>II 沿岸漁場の秩序維持について</b> .....	<b>20</b>
1 違法操業の取締強化等	
2 「密漁もの」の流通防止	
<b>III 太平洋クロマグロ資源管理について</b> .....	<b>21</b>
1 クロマグロ資源の適正利用	
2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置	
3 遊漁者等の操業自粛措置	
<b>IV 沿岸資源の適正な利用について</b> .....	<b>25</b>
1 沿岸漁業と沖合漁業の調整	
2 沖合漁業の操業秩序の確立	
3 マサバ太平洋系群の適正利用	
4 カツオ資源の適正利用	
5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	
6 海上大規模開発事業の関係者説明	
<b>V 漁業法改正後の制度運用について</b> .....	<b>28</b>
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化	
2 新たな資源管理措置等	
<b>VI 外国漁船問題等について</b> .....	<b>31</b>
1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定	
2 漁業協定見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理	
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保	
4 投棄漁具等による被害の救済	
<b>VII 海洋性レジャーとの調整等について</b> .....	<b>35</b>
1 遊漁と漁業の調整	
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁具被害の防止	
3 ミニボート等による危険行為の防止	

## 新規規要望項目【2項目】

### 【1】

#### V 漁業法改正後の制度運用について

##### 2 新たな資源管理措置等

###### (1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。

……28ページ

### 【2】

#### V 漁業法改正後の制度運用について

##### 2 新たな資源管理措置等

###### (5) TAC 管理の柔軟な運用

従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。

併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

……29ページ

## I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体に、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その適切な運用により漁業制度の円滑な運営に寄与してきました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成に向け、海区漁業調整委員会に求められる役割は一層重要になっています。今後も引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構としての使命を十分に果たしていかなければなりません。

また、高度化・多様化する諸問題に確実に対処するためには、十分な議論の場と、それを支える安定した財政基盤が不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

### 1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、漁業者及び漁業従事者を主体とする組織として、その権限と役割が今後も十分に発揮されるよう制度運用を図ること。

### 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増大していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置を講じ、安定した財政基盤を確保すること。

### 3 海区漁業調整委員の資質向上について

海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与できるよう、国は海区漁業調整委員、地方自治体及び漁業関係者に対し、必要な情報提供と適切な指導・助言を行うこと。

漁業調整や資源管理をはじめとする広範な事案について、公平公正な審議を行うためには、専門的、技術的知識が必要であることから、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。

## Ⅱ 沿岸漁場の秩序維持について

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するだけでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理への意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化し検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

また、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない現状を踏まえ、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除する意識を高めるとともに、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが求められています。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序の維持と、密漁の未然防止に向け、次のとおり要望いたします。

### 1 違法操業の取締強化等

- (1) 組織化及び広域化する密漁に対処するため、定期的な連絡会議や都道府県との情報交換を通じ、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制を一層強化するとともに、警察庁とも引き続き協力・連携し、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。
- (2) 漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。
- (3) 漁業者が実施する密漁パトロールに要する費用や、密漁防止看板の設置等の啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を講じること。

### 2 「密漁もの」の流通防止

- (1) 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を排除するよう指導・啓発活動を強化すること。
- (2) 違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。
- (3) 水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。
- (4) シラスウナギについては、県域を越えて広く流通していることから、水産流通適正化法の運用により、国主導で流通の透明化を図ること。

## Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めにに基づき、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組により資源が回復しており、令和7管理年度から小型魚・大型魚ともに増枠されましたが、その増加量は十分とは言えない状況です。

漁業者は、資源管理の重要性を理解し漁獲管理を実践していますが、沿岸域への来遊量の増加に伴い突発的な漁獲が生じ、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、各地で課題や混乱が発生しています。特にクロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントに過ぎない定置網漁業やえ縄漁業等では、漁獲抑制のための休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業中止を余儀なくされ、漁業経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚の採捕報告の徹底、迅速化を図り、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に支障が生じないよう強力な指導が必要です。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次のとおり要望いたします。

### 1 クロマグロ資源の適正利用

#### (1) 資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現

##### ア 日本の漁獲枠の増枠

太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、引き続き、議論をリードし、資源回復に見合った漁獲枠の更なる拡大に取り組むこと。

##### イ 資源評価結果を反映した増枠の実現

最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。

また、資源評価の結果に基づき自動的に漁獲枠が設定される管理戦略評価(MSE)の議論が進められているが、管理方式の見直しに当たっては、漁業者をはじめ関係者に丁寧に説明し、十分な理解を得

て進めること。

## (2) 漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用

### ア 沿岸漁業に配慮した配分

国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とすること。

### イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し

近年、資源量の増加に伴い沿岸域への来遊量が増加している状況を踏まえるとともに、大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に一層配慮し、負担の公平性という観点から、漁業種類や地域間で不公平が生じないように見直すこと。

### ウ 定置網漁業の突発的な入網への対応

定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

### エ 枠の融通と留保枠の有効活用

国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分とするとともに、最大限活用できる仕組みを確立すること。

また、管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保枠からの上乗せ配分や、当該都道府県の不等量交換による配分を当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること。

漁獲枠の融通について、より機動的に運用できるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。

## (3) 沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について

ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、事務取扱要領で認められている都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件及び運用方法等を見直すとともに、今後の増枠の状況を踏まえ、新規承認を行うこと。

イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。

## 2 定置網漁業等における管理手法の確立及び支援措置

### (1) 漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理

#### ア 定置網漁業等

定置網漁業における漁獲制限の具体的調整案をはじめ、漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。

規制の方法については、沿岸漁業者に過大な負担が生じないように慎重に対応すること。

#### イ 大中型まき網漁業

産卵量を安定して確保するため、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。

#### ウ 大臣許可漁業

大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守を徹底させること。

### (2) 混獲回避に係る技術開発

#### ア 混獲回避及び再放流技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。

また、まぐろはえ縄漁業や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。

#### イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発

クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を加速させること。

### (3) 混獲回避、減収に対する支援制度

#### ア クロマグロ混獲回避の取組支援

混獲回避用の機器等の導入支援や、放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入機器の対象範囲を拡大すること。

また、混獲回避が可能な漁法への転換に必要な技術習得や漁具導入等への支援など、経営安定対策のさらなる充実を図ること。

#### イ 混獲回避型休漁支援

混獲回避のための休漁支援については、採捕停止の長期化に見合う損失補填となるよう、実態に即して補助の発動条件を緩和するとともに、補助対象日数の拡大等、補填額の適正化を図ること。

#### ウ 漁業収入安定対策事業の拡大

資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営を継続できるよう、支援措置を継続的に実施するとともに、法制化についても検討すること。

#### エ いか釣り漁具被害対策

クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。

#### (4) 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告に係る現場の事務負担の軽減を図るため、漁獲状況をリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

### 3 遊漁者等の操業自粛措置

#### (1) 周知指導

広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実効性を高めるため、国は資源管理制度を広く周知し、関係省庁が広域的かつ横断的に連携して監視活動を強化するとともに、採捕自粛や停止の指導を徹底し、違反者への取締りを強化すること。

#### (2) 採捕報告

遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの強化と法体系を整理すること。

#### (3) 遊漁制度

クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。

## IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用が不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが、大中型まき網漁業等の沖合（大臣許可）漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用をめぐる競合が恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いに対する沿岸漁業者の懸念は依然として解消されていません。

また、北太平洋の公海におけるサンマについては、令和6年4月、北太平洋漁業委員会（NPFC）で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意されたものの、この漁獲枠は近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船による大量漁獲と我が国漁業への悪影響が懸念されます。

さらに、大中型まき網漁業等においてクロマグロの漁獲制限を受け、マダイやブリなど他の魚種に漁獲対象の転換が進めば、沿岸の漁業資源への影響が一層拡大することも危惧されます。

つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次のとおり要望いたします。

### 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

#### (1) 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄

沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るため、関係者会議を積極的かつ継続的に開催すること。

また、沖合漁業に対し、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導すること。

さらに、大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しを行い、実効性のある規制措置を検討すること。

#### (2) カツオ、スルメイカにおける漁業調整

カツオやスルメイカにおいては、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じていることから、沿岸漁業の操業を

維持できるよう資源利用及び操業調整の取組みを進めること。

また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中が沿岸漁業の資源利用に悪影響を及ぼさないよう、TAC管理等の資源管理の強化に加え、国主導で関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。

### (3) 海洋環境の変化への対応

海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。

また、漁獲効率の高い大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。

### (4) 沖合漁業の漁船の大型化への対応

いわゆる「もうかる漁業」や「IQ導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃」との方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場に悪影響を及ぼし、沿岸漁業者の操業に支障を生じさせるおそれがあることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスのとれた規制を行うこと。

## 2 沖合漁業の操業秩序の確立

### (1) VMS を有効に活用した取締強化

大中型まき網漁業の付属船も含め、VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。

また、VMS航跡情報について、国だけでなく都道府県でも確認できるよう、体制を構築すること。

さらに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは把握できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

### (2) AIS の利用普及

AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

### 3 マサバ太平洋系群の適正利用

親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き資源管理の取組みを強力に指導すること。

また、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、実態に応じた漁獲割当量の設定及び漁獲物の組成の透明化等、資源に影響が及ばないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全な操業を確保すること。

さらに、伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に過剰な漁獲圧がかからないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。

### 4 カツオ資源の適正利用

近年の日本沿岸域への来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、最新の資源評価に基づく国際的な管理方式や管理措置の見直しを推進すること。

### 5 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマやマサバなど公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。

また、公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図ること。

さらに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

### 6 海上大規模開発事業の関係者説明

風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元だけでなく漁場利用等で関係する他都道府県の漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明するよう開発者を指導すること。

## V 漁業法改正後の制度運用について

改正漁業法では、TAC 対象魚種の拡大など新たな資源管理措置が導入され、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が不可欠です。

一方で、対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれており、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。

また、新たな制度の運用に当たっては、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減も求められています。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

### 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化

#### (1) 事務の円滑化

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。

新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

#### (2) 申請、報告システムの構築

システムの構築と運営について、現場の負担軽減のため、必要な技術的・予算的支援を十分に行うこと。

### 2 新たな資源管理措置等

#### (1) 資源評価の精度向上

利用可能な最大限の漁獲データを用いることに加え、同一資源を利用する外国漁船や遊漁者の漁獲実態を踏まえるとともに、研究機関の体制の強化・拡充を図り、資源評価の精度を向上させること。

また、精度の高い資源評価や適正・柔軟な TAC 運用方法が確立されるまでは、厳格な数量管理を行わないこと。

## (2) 自主的な資源管理の評価

新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している自主的な資源管理の妥当性や効果を的確に評価すること。

その上で、当該管理手法が十分な効果を発揮している魚種については、資源評価の中で自主的な資源管理の効果が明確に分かるような配慮や、漁獲量管理に固執せず自主的な資源管理での対応を検討すること。

また、従来より関係都道府県が連携して資源管理に取り組んでいる資源については、引き続き国が資源管理体制を維持すること。

## (3) TAC 対象魚種追加等の慎重な議論

TAC対象魚種の追加等による資源管理の推進に当たっては、漁業者への影響が大きいことが懸念されるため、漁業者や関係団体に分かりやすく説明し、スケジュールに固執せず、十分な理解と同意を得た上で進めること。

また、資源状況、漁業実態、経済価値に加え、対象魚種の放流技術開発状況や休漁補償等の影響緩和策と併せて、慎重に議論すること。

## (4) 漁業経営に配慮した漁獲管理

複数魚種を同時に漁獲する漁法では、魚種ごとに漁獲管理の必要性を十分に検討し、例えば数量管理の対象は主要魚種に限定し、混獲魚種の漁獲の積み上がりにより主要魚種の操業に制限がかからないようにするなど、漁業実態に適した管理手法を示すこと。

また、資源管理の強化に当たっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。

## (5) TAC 管理の柔軟な運用

従来から行われている都道府県間や大臣管理区分との漁獲枠の融通、次期管理期間からの前借について、より円滑な実行を図ること。

併せて、複数年管理や迅速な資源の再評価による期中の TAC 調整を可能とするなど、資源の上振れ発生時や、やむを得ない混獲により操業停止等に陥らないための仕組みを構築すること。

(6) 正確な漁獲量を把握する仕組み

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握し、漁獲報告に遺漏がない仕組みを整えること。

(7) 定置網漁業等の特性に応じた数量管理技術開発

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## VI 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立に向けた努力が続けられている一方、竹島の不法占拠、尖閣諸島に対する不当な干渉等により、我が国の排他的経済水域（EEZ）、暫定水域等において近隣国との大きな問題が続いています。

我が国 EEZ 内では、韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化し、中国のサンゴ密漁船が放置したサンゴ網や、韓国漁船のカニかご等の投棄漁具により漁場の荒廃や資源の減少を招くとともに、一部の外国漁船にあっては我が国いか釣り漁船の集魚したイカを不当に漁獲するなど、深刻な問題となっています。

また、暫定水域を含む広い海域に分布する魚種については、TAC 魚種の拡大を議論する前提として、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築する必要があるとの意見も出されています。

さらに、外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、悪質な当て逃げ事故、衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年以降、これまでにない頻度で発射され、令和5年6月15日にはべにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案も発生し、一歩間違えれば大惨事となった可能性があります。海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、次のとおり要望いたします。

### 1 竹島の領有権確立と排他的経済水域の境界画定

竹島の領土権を早急に確立し、排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。

境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意内容が履行されていない現状を踏まえ国が調整すること。

## 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

### (1) 日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制

日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、地理的中間線から東側の我が国の経済水域内においては、取決め適用水域を除いて台湾漁船の操業を一切認めないこと。

また、先島諸島の南側の水域等、取決め適用水域の拡大については、今後一切、協議の対象としないこと。

### (2) 日台漁業取決め適用水域内の安全操業確保と台湾漁船のPI保険加入の義務化

日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大や操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めるとともに、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。

### (3) 韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立

韓国漁船の我が国EEZ内への入漁が再開された場合、以前のように我が国漁船との操業トラブルが頻発する恐れがあるため、韓国漁船が我が国EEZ内で操業できない状況を維持すること。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対し、韓国政府へ操業秩序やルールの厳守を要請するとともに、効果的な資源回復・管理対策を講じること。

また、海底清掃に係る民間合意については、その趣旨が十分反映されるよう国として積極的に関与すること。

さらに、ベニズワイガニなど分布域に暫定水域を含む魚種では、TAC魚種拡大の議論に先立ち、関係国が足並みを揃え、漁業秩序の確立と資源管理体制を構築することが必要であることから、日韓関係改善の動きを捉え、これら体制の確立に向けた協議を進めること。

また、分布域に暫定水域を含む魚種の適切な資源管理のため、両国が連携し、調査を実施する体制を整えること。

### (4) 中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策

中国については、日中暫定水域において我が国の漁船が安心して操業できるよう、中国漁船に操業条件を遵守させ、今後とも一切の中国漁船の操業水域を設定しないこと。

また、中国国内法でも禁止されているさんご網漁業について、取締り

を可能にする体制を構築し、再発防止を徹底するとともに、放置されたサンゴ網の除去による漁場回復対策を充実、強化すること。

さらに、北緯27度以南の海域について、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

#### (5) 対ロシア漁業の操業機会の確保

北海道では、日ソ地先沖合漁業協定をはじめ、ロシア連邦との4漁業協定に基づく漁業が行われているが、その一つである「北方四島周辺水域操業枠組協定」に基づく操業は、令和5年1月以降、ロシアが政府間協議に応じないことから出漁できない状況が続いている。

対ロシア漁業は、漁業生産はもとより、水産加工などの関連産業の裾野も広く、地域経済に大きく貢献する重要な漁業であることから、今後も協定に基づく操業機会の確保を強力に推進するとともに、漁業者が希望する操業条件の実現に向けた積極的な外交交渉と国による支援を継続的に行うこと。

#### (6) EEZ 内におけるロシア大型トロール船による漁具被害の防止

我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を維持、継続すること。

また、実際に漁具被害が発生している状況を踏まえ、ロシア船による漁具被害において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

### 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

#### (1) 領海及びEEZ内における外国漁船に対する徹底した取締りの実施

サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案を未然に防ぐため、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。

#### (2) 外国公船や外国漁船の位置動向の監視と漁船や漁業関係機関に対する情報提供

中国公船による我が国漁船への追尾・威嚇行為について、再発防止

の徹底を図ること。

また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から、周辺で操業する漁船や関係機関へ即時に情報提供できる体制を一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心して操業できるよう対策を強化すること。

### (3) 外国漁船等の避泊による地元漁業や環境に対する影響の防止

外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風接近時など船舶に切迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域中の基本ルールの遵守徹底、国による指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。

### (4) 北朝鮮のミサイル発射に係る安全確保

北朝鮮のミサイル発射については、令和5年6月に、ベにずわいがにかご漁業者の操業する海域付近に落下する事案が発生し、一步間違えば大惨事となっていた可能性がある。

このため、外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。

また、警戒監視、情報収集を継続し、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供するとともに、VMSの位置情報を活用した情報伝達、安全確認体制の構築及び緊急連絡体制の強化を図り、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

万が一、自国漁船が被災した場合の救援救出等について早急に検討すること。

## 4 投棄漁具等による被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。

また、海底清掃の実施後も回収しきれないサンゴ網については、除去技術の開発を進め、回収に努めること。

## VII 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業だけでなく遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーにも利用されています。特に遊漁船やプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁では、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されています。

このため、遊漁者に対しては、漁業制度や遊漁マナーに関する啓発を徹底するとともに、遊漁による資源利用実態把握と、遊漁者にも適切な資源管理を行わせるための体制整備が求められています。

また、プレジャーボート等については、安全運行確保と漁具被害防止の観点から、利用者に対する保険加入の義務付けや物損被害への補償の充実、利用者の把握のための組織化が必要です。

操縦免許・船舶検査が不要なミニボート(登録長3m未滿、出力1.5kW未滿、プロペラ回転緊急停止機構あり)については、耐航性や視認性の低さを認識しないまま、沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港周辺での遊漁等が行われ、海難事故が発生していることから、操縦免許の義務化など新たな規制の創設も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策が必要です。

さらに、機動性の高いプレジャーボートや水上オートバイ、水上スキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えており、無謀な操船による海難事故が頻発している状況にあります。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次のとおり要望いたします。

### 1 遊漁と漁業の調整

#### (1) 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

ア 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルを未然に防止するため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が、当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と連携し、イベントの実施や小型船舶操縦免許講習及び更新講習、マスメディア等を活用した積極的な広報を行うこと。

イ 遊漁者によるゴミの投棄等に対する罰則の強化やガイドラインの策

定など、環境保全対策を講じるとともに、漁業者や地元住民とのトラブルを防止するための枠組みを構築すること。

ウ より手軽に、情報を発信出来る仕組みとして、スマートフォンをかざすことで海辺の利用に関するマナー（遊漁ルール、駐車場、ごみ集積所等）が確認できるアプリ開発と普及を、国が中心となって実施すること。

## (2) スピアフィッシングに対する規制強化

漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシング利用者に対し、衝突事故防止のための目印となる標識等の設置を義務付け、各地域のルール順守や安全教育、資源管理意識の醸成などの指導・普及啓発を強化すること。

## (3) 遊漁者の資源利用の実態把握

国の責任において、海岸域の遊漁者のほか、プレジャーボート等を利用する遊漁者による採捕の実態把握を早急に進めるとともに、マダイやサケなど漁業者の主要な漁獲対象である魚種について、法整備等により釣獲実績報告を義務化し、資源利用の実態を把握し、資源評価に活用するなど適確に管理する制度を創設すること。

## (4) 遊漁者が資源管理に参加する体制整備

漁業と遊漁の問題は、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示で対処できる採捕行為にとどまらず、資源管理及び沿岸漁場の秩序維持全般に多大な影響を及ぼしている。

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から、遊漁者の組織化を進めるとともに、遊漁者も禁止措置を含めた資源管理に参加させる法制度や体制を整備し、全国的な資源管理のルール導入を図ること。

また、都道府県域を越えて活動する遊漁の特性を踏まえ、国が主体となって遊漁の組織化を推進するとともに、将来的に全国一律の遊漁管理制度の整備を検討すること。

## 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

### (1) プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険加入義務化

プレジャーボートの事故発生率は自動車より高いことから、プレジャー

ボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。

法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償内容を充実させること。

また、義務化が実現するまでの間は、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

## (2) 利用者の組織化によるマナーの周知徹底

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートや水上オートバイ等の利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。

また、特に無謀な操船や海難事故が頻発している水上オートバイ等については、安全確保の観点から、利用者に対し継続的な研修受講を義務付けるなど、必要な対策を講じること。

## 3 ミニボート等による危険行為の防止

### (1) 操縦免許義務化等による安全対策の強化

海面利用者相互の安全を確保するため、推進機を有するミニボートについては、操縦免許の取得を義務化すること。

併せて、ミニボート等による夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限強化、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改革に取り組むこと。

また、衝突事故防止の観点から、目印となる旗やレーダー反射板、ポール等の設置を義務化すること。

これら安全対策の制度化に当たっては、国土交通省、水産庁等関係機関が連携して対応すること。

### (2) 安全講習の義務化と円滑な救難活動のための所有者把握

ミニボート等（SUPを含む）の販売に際しては、操縦や安全に関する講習の受講を購入条件として義務付け、店頭販売のみならずインターネット販売においても適用されるよう、ボート製造・販売業界に対し強く指導すること。

また、海難事故時には利用者不明となり救助活動に支障をきたすおそれがあることから、購入者の氏名や連絡先等を把握できる仕組みを早急に検討すること。

さらに、円滑な救難活動の実施に資するよう、登録制度や組織化、検査制度など、所有者を把握できる実効性のある対策を講じること。

### (3) ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務付けること。

法制化に当たっては、対人のみならず、休漁や漁具等の物損被害の補償を充実させること。

また、義務化が実現されるまでは、任意保険への加入促進に向け、より実効性のある取組みを強化すること。

さらに、日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である、船底がFRP成型されていない推進器付きゴムボートも加入対象とし、ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償する制度を創設するとともに、保険加入率の向上、義務化について検討すること。

## 令和 8 年度霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会視察研修について

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会事務局

## 1. 実施時期

令和 8 年 10 月（予定）

## 2. 視察先候補（事務局案）

視察先名及び所在地	概 要
大瀬観光やな（栃木県茂木町） 栃木県水産試験場（栃木県大田原市）	千年以上続く伝統漁法 アユの遡上・放流など
千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所 （千葉県佐倉市） 印旛沼漁業協同組合水産センター（千葉県成田市）	ウナギ資源に関する試験研究  印旛沼漁協直営レストラン

## 【参考】霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会視察研修実績（第 20～23 期）

期	年月日	視察先	委員会会場	備考
第 20 期	H24. 9. 21	水産試験場※ <sup>1</sup>	水産試験場会議室	※ <sup>1</sup> H24 本館完成。
	H25. 6. 19	鹿島灘漁協 栽培漁業センター※ <sup>2</sup>	栽培漁業センター 会議室	※ <sup>2</sup> 被災した施設 が復旧、生産再開。
	H26. 6. 20	大洗町漁協※ <sup>3</sup> (株)ヤマイチ めんたいパーク	大洗町漁協会議室	※ <sup>3</sup> 消費拡大、販売 促進の取組実施。
	H27. 3. 25	茨城空港	茨城空港会議室	
	H27. 8. 19	常陸川水門魚道※ <sup>4</sup>	霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所会議室	※ <sup>4</sup> 魚道設置から 5 年経過。
第 21 期	R1. 5. 24	豊洲市場※ <sup>5</sup>	豊洲市場	※ <sup>5</sup> H30 開場。
第 22 期	R5. 11. 10	霞ヶ浦導水高浜機場	霞ヶ浦導水高浜機場	
	R6. 12. 6	常陸川水門魚道、 閘門、操作室	霞ヶ浦河川事務所 波崎出張所会議室	
第 23 期	R7. 10. 24	ICT を活用したマサバ 養殖場(那珂湊漁港内) 水産試験場	—※ <sup>6</sup>	※ <sup>6</sup> 研修会のみ。